

●香川県告示第347号

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成21年7月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領
香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条—第5条・第9条関係）		別表（第2条—第5条・第9条関係）	
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間
1～12 略		1～12 略	
(刑罰) 13 略	略	(刑罰) 13 個人又は代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	略
<u>(調査及び報告の拒否)</u> 14 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査又は報告に関し、個人、有資格業者の役員又はその使用人が、正当な理由がなく、調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたと認められるとき。</u>	<u>当該認定をした日から1月以上3月以内</u>		
<u>(監督及び検査の妨害)</u> 15 <u>県が発注する物品の買入れ等の契約に係る地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査に関し、個人、有資格業者の役</u>	<u>当該認定をした日から1月以上6月以内</u>		

<u>員又はその使用人が、正当な理由がなく、当該監督又は検査を妨げたと認められるとき。</u>			
(業務に関する法令違反) <u>16</u> 略	略	(業務に関する法令違反) <u>14</u> 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、個人、有資格業者の役員又はその使用人が法令に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	略
<u>17</u> 略		<u>15</u> 略	

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月14日から施行する。
- 2 改正後の香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。